

## 過労死防止基本法の制定を求める意見書(案)

「過労死」が社会問題となり、国際的にも「karoshi」として紹介されて四半世紀が経とうとしているが、過労自死を含め過労死が労災認定される数は依然として増加傾向にあり、国が過労死撲滅に向けた実効性のある対策を講じることは喫緊の課題である。突然大切な肉親を失った遺族の経済的困窮や精神的苦痛は筆舌に尽くしがたく、また、まじめで誠実な働き盛りの労働者が過労死、過労自死で命を落とすことは、我が国にとって大きな社会的損失である。

労働基準法では、労働者に週40時間、1日8時間を超えて労働させてはならないと定め、労働者が過重な長時間労働を強いられるのを禁止して、労働者の生命と健康を保護することを目指しているが、当該規制は十分に機能していない。

国際連合の社会権規約委員会も、本年5月17日に発表した日本政府報告書に関する総括所見において、日本政府に対し「多くの労働者が今なお非常に長時間の労働に従事していること」、「過労死及び職場における精神的なハラスメントによる自殺が発生し続けていること」に懸念を示したうえで、「社会権規約7条に定められた、安全で健康的な労働条件に対する労働者の権利、そして労働時間に対する合理的な制限に対する労働者の権利を守る義務に従って、締約国が長時間労働を防止する措置を強化し、労働時間の延長に対する制限に従わない者に対して一般予防効果のある制裁を適用するよう」、「必要な場合には職場におけるあらゆる形態のハラスメントを禁止、防止することを目的とした立法、規制を講じるよう」勧告した。

昨今の社会情勢において、労働者から使用者に対して労働条件の改善を申し出るのは容易ではなく、また個別の企業も厳しい企業間競争とグローバル経済の中、自社だけを改善するのは困難である。個人や家族、個別企業の努力だけでは限界があり、国が法律を定め、総合的な対策を積極的に講じる必要がある。

国におかれては、上記趣旨を踏まえ、下記内容の法律（過労死防止基本法）を一日も早く制定するよう強く要望する。

記

- 1 過労死はあってはならないことを国が宣言すること。
- 2 過労死をなくすための国、自治体、事業主の責務を明確にすること。
- 3 国は、過労死に関する調査、研究を行うとともに総合的な対策を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月19日

生 駒 市 議 会